

令和2年度

第2回 佐々町農業委員会総会議事録

令和2年5月26日（火）

佐々町農業委員会

令和2年5月 第2回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和2年5月26日（火）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開会 令和2年5月26日（火）午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君
13	坂口 隆英 君	推進委員	森田 謙介 君	推進委員	湯村 速雄 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
推進委員	林 勇作 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
10	山下 夕見子君	11	寶持 雅祥 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 一時転用届出書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第3号 農用地利用集積計画解約通知書

報告第4号 農用地利用配分計画解約通知書

(4) 審議事項

第4号議案 農地法第5条第の規定による許可申請書について

(5) 協議事項

佐々町農業振興地域整備計画変更にかかる意見徴収について(1-1)

(6) その他

① 6月定例会の日程について

② その他

事務局長（金子 剛君） どうも、皆様こんにちは。ちょっと時間が過ぎましたけれども、ただいまから令和2年度第2回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに藤永会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君） 皆様こんにちは。一言、御挨拶申し上げます。

ここに令和2年度第2回の農業委員会総会を開催させていただきます。それぞれ配慮をいただきながら御出席のもと開会できますことを、厚くお礼を申し上げます。

このところよい天気が続いておりましたけれども、きょうはちょっと、小さな雨が降っていますけれども、田植え時期を前にしまして、皆さん、それぞれお忙しくなさっているだろうと思いますけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止対策ということで、非常に（聞き取り不能）より影響がありまして、これまで約3カ月間、自粛あるいは何かと大変だったかと思いますけれども、残された都府県が全て緊急事態宣言全面解除ということが出されましたので、一安心したところではないでしょうか。

しかし外出、催し物等は地域の格差がありますけれども、段階的に緩和していくということあります。まだまだ終息に向かったわけではありませんので、とりあえず、3密、不要不急をしないということを厳守しながら、御注意をいただきたいというふうに存する次第であります。

さて、本日の総会日程につきましては、さきに五役会において事前協議を行っておりましたけれども、提案どおり御承認いただければ幸いかなと思っております。慎重審議は当然でございますけれども、簡潔、スムーズに終えたいと存じておりますので、よろしく最後まで御協力のほどをお願い申し上げ、簡単ですけれども挨拶といたします。よろしくお願いします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございました。

それでは、本日の出席農業委員は13名、全員出席でございます。それから、最適化推進委員の方につきましては4名で、林さんのほうから、ちょっと午前中、体調がどうしても悪いということで欠席届が出ております。

それでは、委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を藤永会長にお願いをいたします。

会長（藤永 九市君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり) ありがとうございます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。座らせていただきます。

まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。

農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることになっておりますので、指名を申し上げます。10番、山下委員、11番、寶持委員、御両名を指名いたしますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上、日程（2）を終わらせていただきます。

それでは、日程（3）の報告事項に入ります。

報告第1号一時転用届出書について、事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 資料の1ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。

報告第1号一時転用届出書。

借入、佐々町長古庄剛、担当課が役場の建設課。貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者、同じです。

施工業者、〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇。

下記の工事を行うに当たり、農地の一時転用について承諾願いますということでございます。

目的につきましては、令和元年災、普通河川高岩川河川災害応急復旧工事1工区を施工するに当たり、仮設の道路として使用するためということで、今回、転用届が出ております。

農地の所在、大茂免字露切861の5。地目、田。地籍、 653m^2 のうち一時転用面積が 340m^2 でございます。

工事期間が許可日から令和2年10月22日までと。

この件については、一旦総会に出ておりますので、以前出ておりますので延長とうことで、再度出ているという状況でございます。

場所ですが、3ページをお開きください。

3ページで、佐々大橋からずっと志方を江迎のほうに抜ける道でございまして、ちょうど江里峠に登るところの手前です。手前の、この赤の申請箇所と書いてあるところ、ここが今回の申請場所というふうになっております。

これについても確約書添付をしているという状況でございます。

4ページに、ここは 340m^2 、ここが一時転用の今回の届け出という申請でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ただいまの一時転用届書について、事務局からの説明が終わりました。

これより質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんでしょうか。ありませんか。どうぞ、5番、築城委員。

5番（築城 武美君） 5番、築城です。

この耕作地は現在田んぼがつくられておるんですか。

会長（藤永 九市君） 17番。

17番（湯村 速雄君） 17番、失礼します。

水稻作は水路の関係で諦めて、牧草をつくっています。イタリアン等をソルゴーでつくられていますけど、今回の、夏作のソルゴーは、もう耕作、部分的につくるのも断念してやめようと思っています。

5番（築城 武美君） いつも思うんですが、町が借り上げるときに、田んぼの耕作のある土地を半分、一部とか、3分の2とか借りられて、今回は延長なんですね。（「はい」の声あり）ということは、もし耕作するのであれば、田んぼがここにあったはずなんですが、町の工事に基づいて田んぼができるないから諦めて、今、飼料かなんかにされているのかとか、そういうふうに農業者をいじめるようなやり方を、町がするケースがここずっとあるんで、少なくとも延長があるとか、年を通じて借りられるならば、その土地自体が、もう耕作できなくなるんで、全体を借りていただくか、または溝かきで水路をちゃんとして、ぱっとして整備をしてから残地を残していただくか、農業委員会としては町の建設課のほうに要望を、やっぱりしておくべきではないかという気がしておるので、借り方にもありますが、そうでなく言っているのは、農業者をいじめると言いましたけれども、農業者が耕作できないようにすることを農業委員会が認めるわけには、なかなかいけませんから、基本的には。補償があったりとか、そういうことの手立てをちゃんとして、農業委員会といつたら承諾をするような今後の方向性を協議していただきたいなという気がしています。

以上です。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今の件につきましては、建設課のほうと農業委員会、ちょっと協議をさせていただきまして、また結果のほうを報告させていただきたいと思います。

以上です。

会長（藤永 九市君） ただいま5番委員さんから、しっかりとした意見として御指摘をいただきまして、ごもっともだと思います。

部分的に借りて全体に影響するようでは意味がないと。やっぱり耕作者としては、迷惑

をかけるようなことになるもんですから、そのあたりをしっかりと捉えて、今後の取り組み方について、事務局長が申し上げましたように、長崎県農業会議等々にも確認しながら前向きに考えたいというふうなことを思つておるわけでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの件につきまして、ほかに皆さん方からの御質問ございませんか。ないようでございますので、この件につきましてを終わらせていただきます。

次、報告第2号農地法第18号第6項の規定による通知書について、事務局からの説明を求めたいと思います。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、議案書の5ページです。朗読説明いたします。

報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書。

賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。下記土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知しますということで、今回、申請が上がっております。

まず、土地の所在でございますが、佐々町口石免字古堂683の1、地目、台帳、現況ともに田、面積、3, 826m²のうち3, 360m²でございます。

それから下に行きまして、5番の賃貸借の解約の申し入れをした日が令和2年5月14日、賃貸借合意解約の合意が成立した日が同じく5月14日。土地の引き渡しが2年の5月14日ということでございます。

この解約の理由といたしましては、後をもって、今度は転用申請が上がるんですけれども、農地転用をするということで、今回、合意解約が出ているという状況でございます。

この3, 826m²、登記上の面積なんですけれども、これは、全部転用しますと開発行為の申請が必要になってきますので、3, 000m²以内に分筆をして転用が出てくるというふうにお聞きしております。あと、残った農地は、もう今のところつくる予定はないということでもお聞きをしております。

場所については8ページをお願いいたします。

8ページのこの航空写真を見ていただければ、この青い部分が今の合意解約の場所でございます。下のほうに平田ため池、口石の〇〇〇〇のところ、千本のほうに登る途中でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） 報告第2号の合意解約です。この事務局からの説明が終わりました。質疑をお願いしたいと思います。何か御意見、御質問がございましたらお伺いをいたします。何かございませんか。ありませんね。ないようでございます。

それでは、次に移りたいと思います。

次の報告第3号農用地利用集積計画解約通知書についてということで、事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 会長、すみません。関連があるので続けてよろしいですか。

会長（藤永 九市君） 関連性がありますので、よろしくお願ひします。

事務局長（金子 剛君） それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

報告第3号農用地利用集積計画解約通知書と、これは中間管理機構の解約でございます。

賃借人、長崎県長崎尾上町3の1、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長、○○○○。

賃貸人、○○○○、○○○○。下記のとおり農用地利用集積計画による農地法の賃借の合意による解約をしたいので通知しますということでございます。

土地の所在、佐々町沖田免波恵崎142の1。地目、登記、現況とともに田。面積が2,297m²でございます。

賃貸借の解約等の日でございますが、賃借の解約の申し入れをした日が令和2年5月14日、同じく賃借の解約の合意が成立した日、同じく5月14日、同じく合意による解約をした日が5月の14日でございます。土地の引き渡し時期が同じく5月14日でございます。

それから、次に10ページをお願いいたします。

報告第4号でございます。農用地利用配分計画解約通知書と、これ、配分のほうが借り手のほうになっておられますので、3号の集積計画のほうが貸し手のほうになっています。

それでは、賃貸人、長崎県長崎市尾上町3の1、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長、○○○○。賃借人、○○○○、○○○○。下記のとおり農用地利用配分計画による農地等の賃借の合意による解約をしたいので通知しますということです。

土地の所在が佐々町沖田免波恵崎142の1。地目、登記簿、現況とともに田。2,297m²。

解約等の日でございます。解約の申し入れをした日、令和2年5月14日、同じく解約の合意が成立した日、5月14日、合意による解約をした日、5月14日でございます。

この解約の理由といたしましては、後をもって、議案第4号で5条の農地転用をすることで、今回、合意の解約が出ているという状況でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） 以上、事務局からの説明が、3号、4号、関連性がございましたので、続けて報告いただきました。

これにつきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんでしょうか。な

いようでございますので、報告事項については終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、日程（4）の審議事項に入りたいと思います。

第4号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の11ページをお開きください。朗読説明いたします。

議案第4号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請承認についてということで、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町沖田免字波恵崎142の1、地目、現況ともに田、面積2,297m²。2筆目が、北松浦郡佐々町沖田免字波恵崎142の4、地目、現況ともに田、376m²。合計の2,673m²でございます。

まず、譲受人、○○○○、株式会社○○○○代表取締役○○○○、不動産業。譲渡人、○○○○、○○○○、農業。

転用の目的でございますが、建売住宅でございます。棟数については13棟、建築面積は635.05m²でございます。農地区分としては2種農地。

理由といたしましては、戸建て住宅を販売するためということで、今回、申請が上がっているという状況でございます。

それから、場所につきましては、18ページをお願いいたします。

18ページ、当然、この赤い枠が申請地になっております。佐々インターから新町方面に抜ける道、ここが今回の建て売り住宅の申請地という状況でございます。

それから、24ページと27ページをごらんください。

まず、27ページを見ていただければ、ここに区画図が、平面図に区画図が書いてございます。これで、全部で13棟の予定をされているという状況です。建て売り住宅でございます。

それで、まず24ページに戻っていただきまして、（1）番、申請地の造成計画の内容でございます。

まず、盛り土を行うということで、この図面を見ますと、ちょっと勾配がありますので見て左側です。左手のほう、新牧崎線です。こちらのほうを、少し低くなっていますので高くするという状況です。1%ほど高く勾配がつくということで盛り土を行う。最高が1.3m上げるということでございます。

それから、次、切り土につきましては、0.4mということなんですが、この中に現場を見ていただければわかると思うんですが、ちょっと山のよう上がったところがあり

ますので、そこを、0.4m切り土をするということで、0.4mということで書いてございます。

それから、(2)番の被害防除計画でございますが、擁壁を設けるということでございますが、この図面を見ていただいて、外枠に赤く線がございます。ここに1m程度の擁壁を、外周、ずっと設けるという状況でございます。

それから、②の近傍農地の日照・通風・耕作等の件でございますが、ここは全部2階建てになっておりまして、最高が2階建ての高さが6.8mという状況でございます。

それから、その他の被害防除の内容または被害のおそれが理由ということでございますが、農業用水の整備を行うためと書いてございます。この図面を見ていただいて、ちょうど真ん中に道が走っております。道の右側です。右側を見ていただくと、ちょっと小さくて見えないんですけども、自由勾配側溝300と書いてございます。

ここに、今、点々の長い縦の青線が入っていると思うんですけど、その横に両サイド四角、ここは、ためますありますとして、ここの点々の線からまだ上、ここが、ちょっと勾配がないということで、勾配をつけて水路を新たに設けると。新たにというか、今、水路はあるんですけども、新設するというところで、ここに雨水を流すと。上のほう、上のほうがセブンイレブン側になりますので、そっちのほうに流すということの計画でございます。

それから緑の線、緑の線が下水道でございまして、下水道の本管については、こっちの緑の旧の牧崎線、町道牧崎線って書いてありますけれども、ここからとりまして、ずっと左、左側の2軒ありますけれども、ここ、道を横断して下水道をとるという状況でございます。

それから、この真ん中に道が走っております。これは幅員6mの道でございます。この道を、最終的には町のほうに提供という状況でございます。

町に提供するに当たって、条件がございまして、まず、町に提供するには幅員が4m以上、それからアスファルト舗装、それと道路の横に側溝を入れてもらえるということが、提供する条件でございます。

ただ、今、建設課のほうに確認しましたら、基準は4m以上なんですかね、幅員が4m以上なんですが、大体6mをお願いしているということでお聞きをいたしております。

家の立面につきましては、33ページをお願いいたします。

33ページをごらんいただければわかると思いますが、家の構造図としては、こういった形のものが、ほぼ同じような形で13軒、建て売りで建つということでございます。

この件につきましては、後から地元の農業委員、吉永委員のほうから報告があると思う

んですが、業者と私、吉永委員で現場確認をいたしたところでございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） 第4号議案の事務局からの説明が終わりました。

それでは、地元委員からの補足説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

12番。

12番（吉永 勝彦君） 事務局からの説明のとおり、利用権の移譲ということで、こちらの場所は大新田のど真ん中にあるようなところで、家がないようなところに、ぽつんと建つという状態になります。

業者との話では、用水路、下水路、あと油の確認等を行いまして、大丈夫という確認をとりました。あと、やはり農地がほとんど周りにあるんで、業者には話は通じるんですけども、やはり実際に住まわれる方と農家の皆さんとの話というのは、なかなかつながりにくいので、売買契約の際に条件、項目として、一応農地があるんで、一応御配慮いただくような書類を作成していただき、事務局に、こちらに提出いただく形をとっております。

皆様の御判断をよろしくお願ひします。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。地元委員としての補足説明をいただきました。

先ほどから事務局長から説明がございましたように、この資料に基づいて説明いただいたわけですけど34ページ、30から35、36、37、この最後のほうに承諾書もつけてある、これもごらんになっていただいたらと思いますが、それぞれ説明を終わり、これより皆さん方からの質疑を予定したいと思います。

これに対しまして何か、皆様方ございませんでしょうか。8番。

8番（池田 邦義君） ちょっと事務局にお尋ねします。

この2の1、27ページの図面です。佐々川の羽須和川沿いの2戸、この建て売りです。この部分のごみ集積所の場所と、それに対する雨水等の、いわゆる流し込みを、この羽須和川にされているようですが、ここは、この下に樋門があるわけです。

そこは、今の時期、ちょっと堰とめるわけ。下見たら、あそこは雨水が多いから、油とかごみとか流れ込んだら、我々、下でポンプ上げしている農家の方は、大変苦慮するわけです。だから、そこら辺のごみ集積と、その排水路をこの堰よりも下の段に持ってくるようなことはできないのかなと。ごみ箱は特に、一番、風の当たるところですから。そこら辺を考慮して設置場所を業者と話し合いをしていただきたいなと。私の要望としてはそれだけです。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） すみません。ちょっと、もう一度聞き直してよろしいですか。

四ツ井樋のその樋門のところは、ごみがたまると言われるのは、当然、ごみの回収とかはされているんですか。

8番（池田 邦義君） 回収は大新田やっているわけです。年に1回は。

事務局長（金子 剛君） なるほどですね。

8番（池田 邦義君） 草刈り等も、結局周りは全部やっているわけです。大新田で。だからそこら辺に、もう結局、ごみの集積場を持って来たら、〇〇〇〇さんが、あそこに飼料畑ばつくっているときに、あそこの飼料畑を見たことあると思いますけれども、ペットボトル、弁当のかず、ビニール袋、ありとあらゆるものがあそこに捨ててあるんです。

結局、あそこは道幅が広いですから駐車場になっているわけです。だからいつもとまつているわけです、何台かは。だから、そこで多分、弁当を食べて、ぱいっと捨てる。多分、それが今回あそこに住宅ができれば、なくなるとは思いますけど、このごみの集積が、この羽須和川沿いにあるというのは、私たちは懸念するわけです。私は。

一番は風の当たるところですから。よほど管理してもらわないと。というのは、こっちの住宅の方の図面のとおり、図面を見たら、ごみ集積、この1カ所だけしかないですもんね。

事務局長（金子 剛君） 大体20軒に当たり1カ所、1つになると。

8番（池田 邦義君） だから、ここにみんな持ってくるということはさ、かなりの量があると思う。そこら辺は業者と考慮して、こっちの住宅のほうに、この11戸建っている住宅のほうに持つてこれないかなと思います。

事務局長（金子 剛君） 今は、アパートなんかでもそうなんですが、ごみボックスは業者専用の、町の指定の分じゃなくてもよろしいんです。業者が設定したごみボックスでも構わないでの、そこを、ちょっと大き目にとつてもらうとか、そういう協議といいますか、そのクリーンセンターのほうとも話をしているんばと思うとですけれども、一応、そういったことでお聞きしましたので、話はするようにいたします。

8番（池田 邦義君） それと、もう一つよかですか。

会長（藤永 九市君） どうぞ。

8番（池田 邦義君） 今、地元委員の吉永勝彦委員が、農家との契約、文言というんですか、結局、多分、吉永君は農薬散布、アトピー、アレルギー、いろいろ問題が今まで起きてきているわけです。

だから、農業委員会に上がってくるのと上がってこないとあって、結局、部落によつては一斉（聞き取り不能）せろとか、そういう苦情まで出ているわけでしょう。産経とか農業委員会に。

だから今回も、田の中のど真ん中に住宅が建つわけです。我々農家は風向きによってほこりはするし、薬も飛んでくるし、小さいお子さんがいるとアトピー、アレルギー、いろいろ問題があると思います。そこら辺を加味して、これ建て売りですから、この建設会社、いわゆる〇〇〇〇ですか、これは、ちゃんと個別に契約するときは、そういう文言を必ず入れてほしいわけです。吉永君が言われたようにです。

それは、もう個別でもいいと思います。農薬散布、コンバインの粉じん、そういう農家に対するあらゆる文言は入れて、個別に契約してもらわんと、我々農家は後から来た人たちからしづ寄せを食ろうて、出でいかんばごとなるわけです。

どんどんここを、隣が、もう全く農振から外れていますから、どんどん開発されると思います。そこら辺を加味して、業者のほうには指導徹底をよろしくお願ひいたします。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 池田委員、おっしゃるとおりと思います。

この件につきましては、ここに限らず、例えば放牧地があって、後、家が建って苦情が出るという、そういった内容の、後から来た方のほうが逆に苦情をされますので、そこは吉永委員とも話して、業者も入れた中で、契約書の中に必ずそこをうたってくださいと。その契約書をうちにくださいというところまで話をしております。

契約をされるときに、こここの契約をされるときには、必ずそういったものは強調していくくださいということで、業者には重々伝えております契約書をもらうようにしておりますので。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。関連ですか。どうぞ、17番。

17番（湯村 速雄君） さっきの池田委員の話なんんですけど、業者との契約が善意の第三者に適用されるものなのかどうか、弁護士の方とかを、一回訪ねてみたほうがいいと思いますけど。

事務局長（金子 剛君） 入れられるかどうかということですか、そいつたものを。

17番（湯村 速雄君） 業者と農薬とかのいろいろな方の苦情を受け付けないという話をしても、要は買われた方の、親一代はよかかもしれんけど、その子とかになつたら、それが有効であるものなのかどうか。それが、一般に善意の第三者と言われて、何遍も突っぱねられて、そこら辺はどうにかした方が良いと思います。

それともう一つ、ここは農振除外は受けれるんですか。

事務局長（金子 剛君） ここは農振じゃありません。農振地域ではないです。

17番（湯村 速雄君） ないですか。

事務局長（金子 剛君） 外れています。

17番（湯村 速雄君） そうですか。あそこは外れていたんですね。

事務局長（金子 剛君） 佐々インターから300m圏内にあるもんですから、どうしても転用の対象になっているというような状況なんですね。

以前は、いろいろ予定をされていたみたいですが、農振もあるし、佐々インターもなかったということから、多分ここは、ずっと申請がされなかつたという状況なんですね。今現在は、もう法的上、農地法上は転用が可能だという状況です。

その前のそいつた契約の後もってからのいろいろ苦情につきましては、再度、そこも業者とも確認をしたいというふうに思っておりますが。過去に、多分、いろんな例があるというように言われていましたので、そいつたところも、ちょっとお聞きしようかなと思っております。（私語あり）

幾ら、その契約書にうたつたとしても、結局、最後、ほこりが立つてというところなんでしょう。だから、そこら辺は、ちょっと再度確認いたします。

会長（藤永 九市君） ただいまの御意見ですね……。

事務局長（金子 剛君） 弁護士に直接というのは、ちょっと農業委員会からは難しいかなという思いはしますので。

17番（湯村 速雄君） あとあと解決するとき金をとられるんじやないかと。

会長（藤永 九市君） 貴重な意見が出ました、今、局長も言いました池田委員からも指摘がありましたように、それ大事なことなんですが、あそこの所有者が強なつて、初め、周りがどうとう逆になつてしまつて、（聞き取り不能）で、いろいろと問題を起こされるところがある。ちょっと申し上げますけれども、あそこの問題が出てきているという。

だからこの点をしっかりとやっておかんと、せつかくこれ調査しておきながら、受け入れたにもかかわらず、周りがものすごく、後で迷惑をこうむるような状況に、逆になってくるようなことを伺うもんですから、今後しっかりと対応していくつも思ひます。

この決め方については、農業委員会でどうこうということは決められるんでしようか。いわゆる業者との関係もありましょうけれども、居住者、後からどんどんそういうことは、もう頭に置かずに自分の主張を繰り返すような状況になってくるしそれは今後の課題ではないかなと思っています。ありがとうございます。

何かこの件につきまして、ほかにございませんでしょうか。

8番（池田 邦義君） これ、ちょっとよかですか、確認。

会長（藤永 九市君） どうぞ、8番。

8番（池田 邦義君） この被害防除の計画というところです。擁壁を設けるとなつてあるんで

すけど、これは田ん中の、周りは田ん中ですたいね。というと、こういうフェンスかなんかを、必ず張るんでしょうね。フェンスかなんか、高さ、ある程度のフェンスを張るんでしょうね。

事務局長（金子 剛君） 外周ですか。

8番（池田 邦義君） 外周は。

事務局長（金子 剛君） 外周は1m程度のフェンス。

8番（池田 邦義君） 擁壁の上に。

事務局長（金子 剛君） いやいや、もう擁壁自体が1mの高さということです。その上にフェンスの計画は、今のところはないです。（私語あり）

8番（池田 邦義君） 結局、29ページ、これL字型擁壁ば埋め込んで、埋めるわけ、造成するわけでしょう。この擁壁の上にフェンスを1m立てるのか、1m2、30立てるのか、そこなんです。

だから擁壁だけだったら、ちょっと我々農家としては、隣接農家としては納得いかない。擁壁だけでは。だから、これ全部周りにフェンスをしてもらう。そうせんと、農家は多分できないと思います。ちょっと風が吹いたら、全部飛んでくるんですよ。風向きによっては。

そこら辺を指導していただかないと、隣接農地は、多分できないと思います。

事務局長（金子 剛君） ごめんなさい。大体どれくらいの高さになれば、影響がないんでしょうか。

8番（池田 邦義君） 大体、今、1m2、30でしょう、フェンス。金網のフェンス。それしてもらわんと、ペットボトルぐらいだったらいですよ。これがガラス瓶とかそういうのが、ドリンク類が出てきたら、農家としてはちょっとやりきらんでもんね。

そこら辺は、必ずフェンスを（聞き取り不能）ように指導をお願いします。

事務局長（金子 剛君） わかりました。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。

その他、ほかにございませんか。4番。

4番（藤永 茂君） 関連のことなんんですけど、今、池田委員が言われたように、フェンスとかがない場合は、ごみとかいろんなものがたくさん飛んできます。それで、そういったことも、ぜひ設置していただくようにお願いしたいと思います。

また、先ほどもありましたように農薬が飛んでくるとか、いろんな問題がありますけれども、あれ、私もそれを体験しております。

特に周りに農地がある場合には、そういったところも十分強く強調していただかないと、

耕作する人たちが後で大変な目に遭いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局長（金子 剛君） わかりました。そこについても、当然、業者のほうと再度確認をとりたいと思います。

会長（藤永 九市君） ありがとうございました。5番、どうぞ。

5番（築城 武美君） 承諾書の中身を見ていたら、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんその土地に隣接とする土地の方なんです。

〇〇〇〇さんの条件があつて、造成地の内側へ20cm引いた分の擁壁を建設しなさいと書いてあるですね。ということは、この計画は境界に擁壁を、〇〇〇〇さんのほうは境界に擁壁を組むんじゃなくて、20cm控えたところに擁壁を置けというこういう条件です。

それから、〇〇〇〇さんの中身は、将来、境界側にできる耕作地と擁壁の意味ですがに対し、所有者に変更があったとしてもというのが、これは〇〇〇〇さんが自分の土地を造成するときに、盛り土を検討するときに、その擁壁に地形変更することを認めると、こういう条件だったですね。

それで、先ほどのところは、片一方は〇〇〇〇さんに言わせれば、自分の農地を造成するときに擁壁にもたれかけていいかという条件です。これは人が変わってもという意味です。

それから、〇〇〇〇さんのほうは、境界から20cm引いたところに擁壁を立てろっていう条件なんです。だから、こここのところは、承諾書に基づいて、業者のほうに境界に擁壁を立てるという意味じゃなくて、〇〇〇〇さんのほうは20cm引いたところに立てんと、俺は認めんよって、こう書いてあるわけですから、こここのところをちゃんと仕切りをしてお願いしたいなという。

事務局長（金子 剛君） わかりました。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。それぞれの承諾書の中身を、個人の違いがあるんですね。

これに対しまして、ほかに何かございませんでしょうか。

8番（池田 邦義君） ばってんこれで、もうみんな隣地は納得しておらんとでしょう。

事務局長（金子 剛君） もう立ち会いもされていますので。（私語あり）ただ、この承諾書というのは、うちの農業委員会だけが付けることであつて、農地法上は県のほうには、これ出さないんです。承諾は承諾なんんですけど、県に出すときは、この承諾書の添付は必要ないということになっていますので、県は見ません、これは。

会長（藤永 九市君） では、また、ほかにございませんでしょうか。4番、どうぞ。

4番（藤永 茂君） 至らないことかもわかりませんけれども、町内会はどちらに所属するんですか。

事務局長（金子 剛君） ちょっと、新町か里には間違いないと思うんですが。

4番（藤永 茂君） いや、別に私が言いたいのは、こういうふうな住宅が建った場合、なるべく町内会にも入ってもらうようにしていかないと、建ったものの町内会にも入らないという方もおられますので、なるべく町内に住まれる方においては、要望していきたいと思っています。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。貴重な御意見だと思います。そのとおりだと思います。全く、それを一つの条件を、それも入れてやっぱり設置条件が（聞き取り不能）することは、絶対的条件として入れるべきだと思います。

そうしないと、意外とこのごろ多いんです。建てたは町内会に加入しないは、自由に振る舞っている、私たち田舎でも、そういう傾向ありますもんね。これは大切なことだと受けとめ、ありがとうございました。

ほかにございませんか。ないようでございますので、この件につきましての質疑を終わらせていただきます。それでは採決を行います。

第4号議案について、転用やむなしということで承認いただけます皆様方の挙手をお願いいたします。ありがとうございました。賛成多数で承認することと決しました。ありがとうございました。それでは、次に移りたいと思います。（5）番目の協議事項に移ります。佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見徴収についてということを議題といたします。事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の38ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見徴収について。このことについて、農業振興地域に関する法律第13条第1項の規定に基づき、佐々農業振興地域整備計画を変更したいので、同法施行令第3条第1項の規定に基づき貴職の意見を伺いますということで、産業経済課のほうから意見を聞きたいということでございます。次に39ページをお願いいたします。まず、2段目に書いてあります申請人でございます。〇〇〇〇、申請人住所、〇〇〇〇。申請地所在地、佐々町神田免字久保100番ほか1筆。除外の面積が2,754m²。現況地目、田。除外目的が宅地でございます。ここも転用の計画があるということで、今回、除外申請をしたいということで農業委員会の意見を求めるということで、今回、申請が上がっております。この40ページに付いている分を、皆様の意見をつけまして産業経済課に提出するというスケジュールでございます。それから、場所につきましては42ページをお願いいたします。

この国道から言いますと、ちょうど吉井方面に向いまして、〇〇〇〇があります。〇〇〇〇から右に曲がって、ずっと上に行って、突き当たりがもう踏切、神田線に渡る途中に踏切があると思いますが、そこの四つ角という状況でございまして、44ページを見ていただければ、航空写真を載せております。この青い部分が除外申請の部分という状況でございます。この〇〇〇〇さんという方は、神田の〇〇〇〇さんという方の奥様の弟さんということでございます。今はもう佐世保に在住ということでしたけれども、ここは今、不耕作というような田んぼとかはつくっていないという状況です。ここに、計画としては46ページをお願いいたします。上の部分が7棟ございますが、ここに住宅地、借地を予定されておりまして、下の小さいところが駐車場というような状況でございます。

それから、立面図につきましては50ページをお願いいたします。これが立面になりますけれども、この1棟で4世帯入るということなんです。両側の入り口のほうが1階で、真ん中の2つが2階に通じる。開けたら階段で2階に行くと。4世帯の7棟、28世帯の予定でございます。以上でございます。

会長（藤永 九市君） 事務局の説明が終わりました。（私語あり）

何か、この件につきまして御質問ございませんでしょうか。5番。

5番（築城 武美君） 農振除外申請が可能となったときは、農転の申請がある予定ですよね、ということですよね。

事務局長（金子 剛君） はい。

5番（築城 武美君） 結果的には、42ページ以降の協議というのは、農転のときに必要なわけ。この参考として、今回つけてある、そういうことですよね。

事務局長（金子 剛君） はい。おっしゃるとおりでございまして、除外申請につけるのも転用申請につけるのも、ほぼ同じ書類ということです。なので、除外申請までには3カ月ほどかかりますので、例えば今から順調に行つたとして、8月ごろが除外されましたという承認が来ると思います。なので、転用につきましても8月ごろと想定しまして、同時申請じゃないんですけど、7月ごろには農地転用申請も上がってくるんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。

そのほか、何かございませんでしょうか。ないようでございますので、質疑を終わりたいと思います。それでは、これは皆さん異議なしということで産業経済課に返しておきたいと思いますが、それでようございますでしょうか。ようございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、40ページにございます佐々町農業振興地域整備計

画変更に係る意見徵収についてということで、5月13日に2佐産農第60号で、意見徵収のあった標記について、本計画変更についてはやむを得ないと判断すると回答いたしますということで、これを提出することといたしますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。それでは、以上、きょうの協議事項まで終わったと思います。

それでは、(6)のその他のほうに入りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、その他の①6月定例会の日程でございます。

予定では、6月の26日金曜日、1時30分より予定をさせていただいております。五役につきましては、6月の15日月曜日、これも午後1時30分からの予定でございます。

会長（藤永 九市君） これで、（聞き取り不能）といただきますかね。6月の日程の説明でございました。

事務局長（金子 剛君） それでは、②のその他でございますが、皆様ご存じのとおり、今度、任期満了ということで、7月19日で任期満了ということになられます。

今現在の募集を5月1日から28日、あさってまでをしている状況なんですが、推薦と一般公募をございまして、今のところ一般公募は農業委員さんについても最適化利用推進委員さんについても、一般公募は、今、ゼロという状況でございます。

あとは農業委員さんのほうの推薦、推薦につきましては、皆様から再任、新規の方もいらっしゃいますけれども、今のところ13名、定員数、今、届出をいただいているという状況でございます。

今週の金曜日、受付を終了しまして、農業委員につきましては町長の任命となっておりますので、今後、29日に農業委員の候補者の評価委員会というのを、メンバーは役場の管理職になるんですけど、開催をして、評価をするようにいたしております。

その後に町長に報告をいたしまして、6月の16日から始まりますけれども、6月定例会のほうに議案を上げるという流れで、今、やっております。

きょうも午前中に議会の産業建設文教委員会のほうにも、今の状況を報告しているという状況でございます。

それから、最適化推進委員さんにつきましては、これは農業委員会の会長が委嘱するという形、規則になっております。今、状況については5名中、今、3名の候補者が上がっているという状況です。あと2名が、ちょっとまだ、はっきりしていないという状況でございますけれども、これも28日までにしております。

ただ推進委員さんにつきましては、7月20日の総会での、農業委員会の総会で推進委員さんを決定するという状況になっておりますので、一応、そういう状況ということで、

皆様に御報告をさせていただきたいと思います。以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。状況を報告いただきました。

皆様、それぞれ、いろいろとお考えになって、困惑されたこともあったと思いますけれども、現状でどうにか、余り先導がない形の中で、皆さん残っていただくというような形になっているようでございます。心から感謝申し上げます。

推進委員さんにつきましては、近いうちに決まるだろうと思っています。候補者です。ということでございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。本当にありがとうございます。（私語あり）

その他でございますが、何か、皆さん、ございましたら。どうぞ。17番、どうぞ。

17番（湯村 速雄君） 15ページの先ほどの波恵崎の分ですけど、この乙区は、白塗りの状態で農業委員会に提出されるわけですか。

事務局長（金子 剛君） 15ページですか。

17番（湯村 速雄君） さっき、みんな承認された件なんですけど、書類の出し方についてお尋ねします。15ページの甲区と乙区は、みんな白塗りで提出されますよね。これは、白塗りの状態でその業者が持ってきたんですか。

会長（藤永 九市君） 事務局長、どうぞ。

事務局長（金子 剛君） これは、ちょっと個人的な情報ということで、事務局側が消しております。消しているというか、すぐ剥げるようになっているんですけど、なので、業者側が白塗りの状態で持ってきたわけじゃございません。

17番（湯村 速雄君） 令和2年の3月26日で所有権の移転をされているんじゃないですか。

事務局長（金子 剛君） 15ページですか。受付はです。ただ、例えば抵当権とか差し押さえとか、そういうものが登記上には入っている場合がありますので、そこは隠させていただいている状況です。なので、当然、業者からの状態では、きれいな状態で来まして、県に上げるときは、当然、これはもう全部とて上げるという状況です。ただ、うちの農業委員会の分だけ、こういった形でカットさせていただいているという状況です。

17番（湯村 速雄君） （聞き取り不能）の分は令和2年3月っていったら、何か新しい年度で、所有権移転するなら、やっぱり農業委員会に前もって通知せんばですよね、所有権の移転のやつじゃないですか。

事務局長（金子 剛君） いやいや、これは違います。

17番（湯村 速雄君） 違うとか。

5番（築城 武美君） ここは、ほかの権利があると思います、何か設定された権利が。

事務局長（金子 剛君） 設定された日付。差し押さえとか抵当権とかその日付。所有権移転

は……。

5番（築城 武美君） 所有権は、余白の上、59年12月5日が所有権です。余白の下は、その他の権利が別にある。所有権じゃない権利が別にある。

会長（藤永 九市君） 湯村委員ようございますか、ありがとうございます。

17番（湯村 速雄君） わかりました。

会長（藤永 九市君） 13番、どうぞ。

13番（坂口 隆英君） 利用権のことで、ちょっと今回も利用権設定で回ってみたんですけれども、利用料が高いというか、もう何年か前に見直したと思います。あの当時、大体、米1袋30kg、5,000円相当ということで、反に1万円か玄米2袋ということで、大体、今、ずっときたわけです。今のところ、この前ちょうど、私のほうも回ったんすけれども、中山間で1万円は高いというわけです。

それと、米の自体も、今、大体7,000円ぐらいですね。そやけん、物納にした場合は、これは合わんぞつていって、何かちょっといろいろ相談のあったもんで、今度、委員会があるけん、そういうことを皆さんに尋ねてみるということで返事はしてきたとすけれども、どんなやろうかねと思うとです。

うちあたりは田原と違うとやけんって、その中山間の人は、もうやっぱり、私も一緒ですけど、そがん言うわけです。今度、私自身も、ため池工事で8反ばっかり耕作できんもんで、7反ばっかり、人んとを預かるごとしたとですけども、ここも基盤整備されていない田んぼで、大変なところに手をつけてしまったなって、今、思っておるわけでございますけれども、どんなでしょうか。もう見直しというか、そういうところも委員会のほうでもこういうふうになりましたといえば、また、貸し手のほうも借り手のほうも納得してもらえればなということで、ひとつよろしくお願ひします。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。今の御意見、おわかりのとおり、一応、南部・北部という形の中で、全体的に捉えて提示をしていますよね。

しかし、栽培に当たってはしておりますもんね。ある程度の（聞き取り不能）だけをしている形（聞き取り不能）、それに基づいて、そこそこで、ある契約を結ばれている現状にあると思います。だから地域性によって差があると思うんです。だから、そのほうについてはおっしゃるとおりですから、せっかくの貴重な意見ですので、また再度確認してみる必要があると思いますが、いかがでしょう、皆さん。今の意見として、前向きな、貴重な意見だと思いますが、この件に関して、皆さん、どんなお考えでしょうか。

ほかに、この件について考え方がある方は、この機会にぜひ述べていただきたいと思います。何か変わった、これについてございませんか。17番、どうぞ。

17番（湯村 速雄君） 私のところは、もう基盤整備されて、やっぱりあぜの、のり面の広さと田んぼの広さが（聞き取り不能）くらいのところは、もう無償でもつくり手がなくて困っています。それと、今、地区は江迎地区なんんですけど、今度、白岳学園のほうのドリーム牧場さんというところが、そこが反1万円ぐらいで借りてと言われたので、お願ひした状態なんんですけど、もう私の地域はほとんど、あと、私が引き受けてきたんですけど、私もやっぱり引き受けきらんので、無償地域になってくるんじゃないかなと思いますけど。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。今の意見としまして、場所によってはそういうふうに、ただできても借り手がないという状況で、無償だということで、受けもできないんですもんね。そういうふうに地域的に全然違うもんですから、この件については、次の総会までに検討を加えて、事務局である程度決めましょうか、次の機会に。皆さん方、再度皆さん方に提案しまして、こういう形でいきたいということで、もう一度確認、再確認をしてみたいと思いますので、そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

いかがでしょうか、皆さん。それでようございますか。よろしくお願ひします。わかりました。ありがとうございます。

4番（藤永 茂君） 別のことなんですけれども、今、農作業を委託されてしておりますけれども、その賃料も見直していただければと思いますけど。尋ねられたときにどういうふうに答えればいいものか。ある程度育てておいてもどういうふうに賃料がなっている、田起こしが幾らとか、田植えが幾らとか、稲刈りが幾らとかっていうふうな、前、賃料があったと思いますけれども、そのときの料金設定もあったほうが便利だなというふうに思います。以上です。

事務局長（金子 剛君） その件につきましては、平成14年から、もう動いていないという状況なんです。というのが、これ、農協が主となってやっておりますが、昔は3年に1度ほど見直しをされていたと思いますけれども、農協のほうにも尋ねたことが何回かございます。ただ、農協も、もう今のところは変えるつもりはないというような状況で、農協の支店長のほうから言われておりますので、なので平成14年の賃料の表はあるんです、うちにも。だから、そこから、もう動いていない状況なので、相場も、尋ねられたらその相場を言っているというような状況なんです。なので、もう一度農協のほうには確認はしたいと思いますので。

会長（藤永 九市君） どうぞ。

3番（濱野 努君） それに関連して、その10年前、14年から変わっていないということですけど、結局、新しい作業が入っているんです。あぜ組みとかいろんな形の中で。そういういたものは、全然、その表には上がっていないので、大体、どれぐらいやろうか、

池田委員さんに、ちょっとお尋ねしたことはあるんですけど、そういうのも、もしよかつたら、ちょっと。新しい作業に関してです。

事務局長（金子 剛君） わかりました。

会長（藤永 九市君） どうもありがとうございました。（私語あり）

作業賃金等の話が出てますけど、これに関して、またほかにありませんか。これも極めて大事なことですから、これにつきましても、その先ほどの利用権の貸し借りの賃金もあわせまして検討を行っていきたいと思いますので、事務局の方でよろしくお願ひしたいと思います。（私語あり）

ちなみに機械の問題なんかも、なんですかとも、木場に機械組合がありますので、それは、それに応じてちゃんと、それも担保になるかもしれませんので、その辺を照らし合わせながら皆さんの意見を確認してから、新しくなってからでも結構だと思いますので、近いうちにそれも決めておきたいなという気がしておりますので、事務局、よろしくお願ひします。そういうことで、ようございますか。ありがとうございます。貴重な意見を。その他になつたら、いろいろ出できます。ありがとうございました。

ないようございましたら、これで終わらせていただきましょうか。

事務局長（金子 剛君） 今、呼びますので。

会長（藤永 九市君） じゃあ、一旦ここで、きょうの総会につきましては、閉じさせていただきたいと思います。じゃあ、閉会をいたしましてから、よろしくお願ひします。

それでは、本日は総会を、これをもちまして終わらせていただきます。本日は慎重審議いただき、ありがとうございました。

（閉会 午後 14 時 50 分）

上記のとおり相違ありません

会長 藤永九市

会議録署名委員

山下タ見子

会議録署名委員

宮持雅祥